

平成 25 年 11 月 29 日

金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」座長

神田 秀樹 殿

東京ガス 取締役常務執行役員
吉野 和雄

今般、金融審議会リスクマネーワーキングにおいて、経済界として長らく要望してきた、有価証券報告書の虚偽記載に係る損害賠償責任(以下「本件損害賠償責任」という。)の無過失責任の緩和についてご検討頂き、大変有難く存じます。企業は、内部統制システムの強化をはじめ、虚偽記載の防止に最善を尽くしており、この点を十分に配慮し、制度設計に当たっては、下記の点に対する十分な手当てを要望致します。

記

1. 「無過失責任」の見直し

まず、本件損害賠償責任について、「無過失責任」を「過失責任」に転換する提案を確実に制度化頂きたい。

本件損害賠償責任の規定は、平成 16 年改正で導入された。しかし、不法行為責任において、何ら過失が無い者にまで損害賠償責任を負担させる無過失責任は、限定的であるべきと考える。米国・EU においては、提出会社の責任は、「欺罔の意図」「故意又は重過失」の場合に限定されている。日本の現行法制は過剰であり、提案通り「無過失責任」を「過失責任」に転換すべきであると考えます。

また、本規定が導入された平成 16 年以降、課徴金制度の導入、財務報告内部統制制度の導入など、虚偽開示の防止に向けた各種制度が整備されてきている。

なお、今回の改正が実現したとしても、日本の制度上ではなお、軽過失でも損害賠償責任の対象となる。諸外国の法制に比べて依然として責任の対象が極めて広範に及んでいる点を考慮し、2. 以下の点を十分に考慮頂きたい。

2. 過失の有無の判断

法人の過失をいかに認定すべきかについては、民法の不法行為責任の法制において広く議論されており、本ワーキングで結論を確定的に定めるのは適切では無い。過失の有無を提出会社の「役員」を基準とするか、「構成員」全体を基準とするかを含め、事案ごとに裁判所の判断・解釈に委ねるべきである。

3. 立証責任の所在

上記 1. の通り、米国・EU では本件損害賠償責任の射程を「欺罔の意図」「故意または重過失」の場合に限定しているが、今回の提案は、「過失責任」とされ、軽

微な過失まで損害賠償責任の範疇に入ることとなる。財務諸表の虚偽表示が生じた場合、たとえ軽微であっても何らかの過失があったと考える方が自然であり、発行体企業において全く過失が無かったこと(無過失)を証明することは、非常に困難である。故に、過失責任を前提とすると、立証責任を発行体企業に転換することは不相当であり、原則通り原告側が立証すべきと考える。

4. 損害賠償責任の請求権者

今回、本件損害賠償責任の請求権者を、「取得者」のみに限定せず、「処分者」を請求権者に含める提案を行っているが、この提案には以下の懸念があり、反対である。

まず、今回の提案のように虚偽記載判明前の処分者にまで金商法の特例の請求権者が及ぶと、虚偽記載判明前に1株当たりにつき株式の処分者は多数に及び、現行法制よりも請求権者が膨大に膨れ上がることが懸念される。仮に処分者に関する請求権者の対象期間を、虚偽記載の存在時点から虚偽記載判明までの期間に限定したとしても、濫訴の懸念は消えず、発行体企業が膨大な損害賠償を負う可能性が残ることを強く懸念する。

また、1.記載の通り、今回の提案は軽過失を含む「過失責任」が前提であり、英国・米国の様に責任の範囲を詐欺や故意・重過失の場合に限定している立法例と同列に論ずることは適当ではない。軽過失を含む「過失責任」を前提としたままで、損害賠償責任の請求権者を「処分者」にまで広げると、発行体企業の訴訟リスク及び潜在的な損害賠償額が格段に高まることが懸念される。

確かに、虚偽記載が行われたこと自体は責められるべき話であるが、本件損害賠償責任は、虚偽記載が明らかになった後の対象会社のステークホルダーの多大な経済的負担の元に行われることになる。虚偽記載を適切に修正し、2度と過ちを起こさないようガバナンス改革等を行った対象企業のステークホルダーに対して、いつまでも過度な負担を背負わせることとなる法制は、適切ではない。本件損害賠償責任は巨額となり得るだけになおさらである。

5. 「損害の推定規定」及び「因果関係の推定規定」

4.の様に、損害賠償責任の請求権者を、「処分者」にまで広げることに反対であり、当然に、処分者について「損害の推定規定」を設ける必要は無い。

また、「発行者以外の者の民事責任規定にも損害額の推定規定を置くべき」との主張があるが、この主張には反対である。「発行者以外の者」すなわち発行体企業の役員等については、既に、立証責任が転換されており、それに加えて損害賠償の一般原則を覆して「損害の推定規定」を設けることは、「発行者以外の者」の各自の個別的な責任事情を超えて、過重な責任を一律に負わせることになるからである。

むしろ、発行体以外の者の責任については、虚偽記載との因果関係で一律に

損害賠償額が規律されている現行法を、各自の作為義務（「相当な注意」を払うこと）と因果関係がある損害額とする旨の法改正を行うよう、提案する。繰り返し指摘するとおり、欧米の責任は詐欺責任に限定されているのであり、日本のように過失責任にとどめるのであれば、因果関係についても、通常の不法行為責任の原則の通り、各自の作為義務との因果関係と改正すべきである。

以上